

### 『九卷伝』

「臨終の一念ハ百年の業に勝ると申候事ハ 平生の中に臨終の一念ほとの  
念佛へ申出すましきにて候賢やと  
上人答給へく 具三心者必生彼國と説れたれハ 三心具足の念佛ハ 百年  
の業に勝れたる臨終の一念と同事なり 必の文字の有故にそと仰られけ  
る」

『醍醐本』には前述した如く、『十一問答』の形を取り第十二問答としては、その一文を見るとはできないが、今、それと相当すると思われる一文を『三心科簡事』より参考の意味で挙げたのであり、先の十一問答の如くの比較はできないが、『語燈錄』を中心にして、『九卷伝』の増減を見ていきたいと思う。それによると、答えの部分において、「具三心者必生彼國」の出拠を『語燈錄』では、「觀經」と明記しているのに対して、『九卷伝』では上人が説かれた形を取り、又、「三心具足の念佛」と「臨終の一念」とが同じ事であると説いている所が『語燈錄』に比べて寧に説明している。尚、この問答についても『四十八卷伝』に相当する文を見るので、(1)に挙げるが、文意は『九卷伝』と同様であるので、比較は省く。

### 『四十八卷伝』

「臨終の一念ハ百年の業にすくれたりと申候は 平生のうちにハ 臨終の一念ほとの念佛へ申いたすましく候やらんと  
上人の給へく 具三心者必生彼國とかゝれられハ 三心具足の念佛ハ 百年  
の業にすくれたる臨終の一念とおなし事なり 必文字あるゆへに」  
①申 ②オ ③ヒツ ④文字 注1『佛教古典叢書』p29 注2回上 p22  
尚、各本の底本は次の如くである。  
。『醍醐本』……『佛教古典叢書』

。『西方指南抄』……『親鸞聖人真蹟集成』第六卷

。『和語燈錄』……仏大図書館蔵『龍谷大学複写本』卷四(元亨版)

。『九卷伝』・『四十八卷伝』……『法然上人伝の成立史的研究』

### 第三卷

又、比較の中で、同様の文として二本以上を同時に書き出す場合に、比較に関する以外の誤差がある時は、原則として『語燈錄』の文を出し、さらに濁点等を補充し比較を進めた。

最後に、比較から得た各々の形をその類型別と問答別に表にまとめることにする。

		類型			問答			計
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	
9		醒×語=西=九	醒×語×西=九	醒×西×語=九	醒×語×西×九	醒=語×西×九	醒=九×語=西	(7)
4						1	2	6 第一問答
4				3				2 第二問答
3			1	1				1 第三問答
4	1		2					1 第四問答
7	1	2	3	1				1 第五問答
2			2					1 第六問答
6			1					1 第七問答
4		1	2					5 第八問答
14	2	2	2	4	1	1		1 第九問答
11	4			1				2 第十問答
2	2							6 第十一問答
70	8	2	3	2	8	12	4	3 第十二問答
								25 計

<p>來迎<sup>アヤマツチ</sup> 誓給故、決定 深信可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>引接也、 心念口稱不<sup>レ</sup>倦已得<sup>テ</sup> 往生之心地<sup>ニ</sup>而至<sup>テ</sup>最<sup>ミ</sup> 後<sup>ニ</sup>一念<sup>ニ</sup>不<sup>ニ</sup>退轉<sup>ト</sup>者 自然<sup>ニ</sup>具<sup>ニ</sup>足<sup>ニ</sup>三心<sup>ニ</sup>也 在家者<sup>共<sup>ニ</sup></sup>中<sup>ニ</sup>雖<sup>ニ</sup> 无<sup>ニ</sup>如<sup>レ</sup>此分別<sup>ト</sup>、只念<sup>テ</sup> 佛者知<sup>チ</sup>生<sup>ニ</sup>極樂<sup>ニ</sup>常念<sup>テ</sup> 佛<sup>スル</sup>之輩<sup>ハ</sup>自然<sup>ニ</sup>具<sup>ニ</sup>三 心<sup>ニ</sup>、多遂<sup>ニ</sup>往生<sup>ニ</sup>也、 此故一文不通者中<sup>ニ</sup> 神師往生。</p>	<p>号ヲ称念セヨ カナラ ス来迎セムトオホセラ レタレハ決定シテ引接<sup>セラシマイラセムスル</sup> ト フカク信シテ心念<sup>ト</sup> 口称ニモノウカラス ステニ往生シタルコ、 チシテタユマサルモノ ハ自然ニ三心具足スル ナリ マタ在家ノモノ トモハカホトニオモハ サレトモ念佛ヲ申モノ ハ極樂ニウマルナレハ トテ念佛ヲタニモ申セ ハ三心具足スルナリ サレハコソイフニカヒ ナキヤカラトモノ中ニ モ神妙ナル往生ハスル 事ニテアレト</p>	<p>号を称念せハかならず 来迎せんとおほせられ けれハ決定して引接せ られまいらせんとする そと ふかく信して心 に念し口に称するに物 うからす すでに往生 したる心ちして最後の 一念にいたるまでた ゆまざるものハ自然に 三心具足する也 又在 家の物ともハこれ程ま ておもはされともた 念佛申す物ハ極樂にむ まるなれハとてつねに 念佛をたにも申せはそ らくに三心具足する也 されハこそいふにかひ なきものともの中にも 神妙なる往生をハする 事にてあれ</p>
--	---	--

『醍醐本』	『和語燈錄』
於 <sup>ニ</sup> 平生念佛 <sup>ニ</sup> 往生不 <sup>定</sup> 思 <sup>ニ</sup> 、臨終念佛 <sup>モ</sup> 又 <sup>ニ</sup> 以不定也、以 <sup>テ</sup> 平生 <sup>モ</sup> 、 念佛決定思 <sup>ト</sup> 、 <sup>ハハ</sup> 即 <sup>ニ</sup> 終又以決定也 <sup>云々</sup> 。	問曰 臨終の一念ハ百年 の業にすくれたりと申 すハ 平生の念佛の中 に臨終の一念ほとの念佛をハ申したいし候ま しく候やらん 答 三心具足の念佛ハを <sup>②</sup> なし事也 そのゆへは 観經にいはく具三心者 必生彼國といへり必の 文字乃あるゆへに臨終 乃一念とおなし事也

今「欣」の字の比較を重んじて『九卷伝』も、先の二本と同様と考える。もう一点は、『醍醐本』に「不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>信事行者」としている所を、他の三本は「申されざらん事のみこそ」としている点である。

最後に、『九卷伝』のみに見受けられる点を挙げると、答えの「源空は」に続き「云かひなき邊国の土民なり」の一文が見られ、又、「上よりめせば」の「上」を「君」とし、(『四十八卷伝』では「斗」「上」としている)又、「上の御ちから(『九卷伝』では「斗」)とし、『四十八卷伝』では「ちから」としている。)也」の後に、「此定めに極重惡人無他方便の凡夫は 曾て 報身報土の極樂世界へ 司參器にはあらねども」の一文を挿入している。又、文尾の「他力」の前に、「念仏にものうき人は、無量の宝を失へき也、念仏にいさしみある人は、無邊の悟を開くべき人なり、相構て願往生の心にて念仏を相続すべき也、我力にては思よるまじき罪人の念仏するが故に、本願に乗じて極樂にまいるを、願のこと」の一文を挿入している。尚、この問題についても、『四十八卷』にその文を見る事ができる。その文は『九卷伝』とほぼ同文である。唯、ごく僅か見受けられる相違点は、先述した比較の論究の中で挙げたので今は、本文のみ記し終わる。

#### 『四十八卷伝』

自力他力と申事へ いかやうにか心得侍へきと 上人のたまへく源空へいふかひなき邊国の土民なり また昇殿すへき器にへあらぬとも 上よりめされしかハ三度まで殿上へまいりたりき これしかしながら上の御ちかうなり この定に極重惡人 無他方便の凡夫ハ かつて 報身報土の極樂世界へまいるへき器にへあらねとも 阿弥陀佛の御ちからなれハ 稱名の本

願にこたへて 来迎にあつからん事なにの不審があるへき わか身の罪をもく 無智の者なれば いかゞ往生をとけむやと疑へからず さやうに疑へむものはいまた仮の願をしらざるものなり かくのこときの罪人をすぐへむための本願なり この名号を唱なから ゆめく 疑事あるへからず十方衆生の願のなかにハ 有智無智 有罪無罪 善人悪人 持戒破戒 男女子女子 乃至三宝滅盡の後の百歳のあひたの衆生までも もるゝ事なし

かの三宝滅盡の時の衆生ハ命のなかきへ十歳なり 戒定恵の三学 その名をたにもきかすといへり これらの衆生までも 念仏せへ来迎に預へしと知ながらわか身すてらるへしといふ事をへ いかゞ心得出へきや たゞして極樂のねかはれす 念仏の申されさらむへかりへ往生のさはりとなるへし念仏にものうき人ハ無量のたからを失へき人なり 念仏にいさみある人は無邊のさとりをひらくへき人なり 相構て願往生の心にて念仏を相続すへきなり 我ちからにてへおもひよるまじき罪人の念仏するゆへに本願に乗して極樂へまいるを他力の願とも超世の願ともいふなり

①イカニカ ②ココロ ③イフカヒナキ邊国ノ土民ナリの一文が記されている ④キリヤウ ⑤コレ ⑥ナリ ⑦佛 ⑧佛力 ⑨ム ⑩罪 ⑪シテ ⑫マシマケムト ⑬モノ ⑭ツヤ ⑮ヲ ⑯モノ ⑰ナリ ⑲カ ⑯ヤス ⑳ム ㉑ヲ ㉒疑 ㉓ナリ ㉔ウチ ㉕ノ ㉖ナリ ㉗タチ ㉘ワ御房タチ ㉙ハ當時ノ ㉚壽 ㉛十歳ノ ㉜ナリ ㉝ナ ㉞総 ㉟モノ ㉟ミ ㉟ヤウ ㉟アム ㉟イタ ㉟タ ㉟マウ ㉟ム ㉟ノミ ㉟ハ ㉟有

#### 。第十一問答

『醍醐本』	『西方指南抄』	『和語燈錄』
十一問云、可 <sub>レ</sub> 具 <sub>レ</sub> 至誠等三心 <sub>ヲ</sub> 文三體如何	問 至誠等ノ三心ヲ具足	問曰 至誠等の三心を具
答云、具 <sub>三</sub> 心 <sub>ヲ</sub> 事無別	シ候へキヤウオハイカ	シ候へき様をハいかん
答、阿弥陀佛本願、	、オモヒサタメ候へキ	かおもひさため候へき
稱念我名號者、必	タ、別ノヤウナシ 阿	別乃様なし 阿弥陀
弥陀佛ノ本願ニワカ名	ほとけの本願にわか名	ほとけの本願にわか名

は、『九巻伝』の「短」に対し「ながき」としている。即ち「時の衆生は命のながきは十歳なり」であり、対照的なのでここに挙げておきたい。次に(6)の形として挙げられるのに、『醍醐本』の「云何不可<sup>シカ</sup>疑<sup>シ</sup>遂<sup>シ</sup>往生<sup>シ</sup>、若如<sup>シ</sup>此疑者、一切不<sup>シ</sup>知<sup>シ</sup>佛願<sup>シ</sup>者也、為<sup>シ</sup>度<sup>シ</sup>如<sup>シ</sup>此之罪人<sup>シ</sup>所<sup>シ</sup>發<sup>シ</sup>之本願也」としていいる所である。『九巻伝』では、ほぼ引用し「往生をとげんと不<sup>シ</sup>可<sup>シ</sup>疑<sup>シ</sup>、左様に疑はん物はいまだ仏の願を知ざる者也と者、如是の罪人を渡さん為に發す所の本願也」としていいるのに対し、『語燈錄』、『西方指南抄』では「佛もいかにしてかすくひ給はん、なんとおもはん物はつやく佛の願をもしらざる物也、かゝる罪人どもを、やすくとたすけすくはん料におこし給へる本願」としていいる。又、同様に、『醍醐本』の「可<sup>シ</sup>成<sup>シ</sup>往<sup>シ</sup>障<sup>ト</sup>」としている所を、『九巻伝』では「往生のさはりと成<sup>シ</sup>」と忠実に引用しているのに対し、『語燈錄』、『西方指南抄』では「往生のさわりにてはあるべけれ」としていいる。さらに、この(6)の形として挙げられるのに、『醍醐本』に「他力願」、「超世願」としていいる所を、『九巻伝』では同様に引用しているのに対し、『語燈錄』、『西方指南抄』では、それぞれの「願」について、「他力の本願」、「超世の悲願」とし、「本」、「悲」の二字を加えている。次に、『醍醐本』の「努力々々不<sup>シ</sup>可<sup>シ</sup>有<sup>シ</sup>疑心<sup>シ</sup>」とししている所についてであるが、これについては、今までに無い形を取っているので(10)として挙げる。即ち、『語燈錄』、『西方指南抄』が共通に「ちらばかりもうたがふ心あるまじき也」としていいるのに対し、『九巻伝』は、「ゆめく<sup>シ</sup>疑ふ事あらず」として独自の文

型を取っている。又、同様に、『醍醐本』に「十歳衆生<sup>マテモ</sup>无<sup>レ</sup>漏<sup>コト</sup>」としている所を、『語燈錄』、『西方指南抄』では「百歳までの衆生みなこもる也」としていいるのに対し、『九巻伝』では「百歳の間生みなこもる也」としていいる。次に、(4)として、『醍醐本』の「與<sup>シ</sup>當時行者<sup>シ</sup>此<sup>シ</sup>之當世人<sup>シ</sup>如<sup>シ</sup>佛<sup>シ</sup>也」としていいる所を、『語燈錄』では「当時の御房達とくらぶれば、当時の御房達は佛のごとし」とし、『西方指南抄』では「当時のわ御坊たちとくらぶれば、わ御房たちは佛のごとし」とし、『九巻伝』では「当時の汝等とはをならぶるに 当世の人は仏の如くするなり」として、四本とも異なっている点が挙げられる。次に、(9)の形も挙げられる。即ち、『醍醐本』に「此等衆生乍<sup>シ</sup>知<sup>シ</sup>可<sup>シ</sup>預<sup>シ</sup>來迎<sup>シ</sup>」としている所を、『九巻伝』では「此等の衆生までも念佛すれば 来迎にあふ（『四十八卷傳』には「預」としていいる。）べしと知ながら」としていいるのに対し、『語燈錄』、『西方指南抄』では「惣じて いふばかりなき物どもの来迎にあづかるべき道理をしりながら」としていいる。又、同様に、『醍醐本』で「云何可<sup>シ</sup>得<sup>シ</sup>心出<sup>シ</sup>哉」としていいる所を、『九巻伝』には同様に「いかゞ心得いだすべきをや」としていいるのに対して、『語燈錄』、『西方指南抄』では「いかにしてか案じ出すべき」としていいる点が挙げられる。次に、(1)の形として二点挙げる事ができる。即ち、『醍醐本』に「但極樂不<sup>シ</sup>被<sup>シ</sup>欣<sup>シ</sup>」としている所を、『語燈錄』、『西方指南抄』では「ただ極樂のねがはしくもな<sup>シ</sup>く」とし『九巻伝』は、「但し極樂のねがはれず」としていいるが、

盡之後、十歳衆生<sup>アサヒ</sup>、無漏<sup>ムリウ</sup>、彼三寶滅盡<sup>ミツボウエツジン</sup>、之時念佛衆生與<sup>ミ</sup>當時行者<sup>シテイ</sup>此之<sup>ハ</sup>當世<sup>ハ</sup>人如<sup>シテ</sup>佛也<sup>ハ</sup>、彼時<sup>ハ</sup>者人壽十歲也<sup>ハ</sup>、戒定<sup>カイドウ</sup>惠<sup>エイ</sup>三學不<sup>ハ</sup>聞<sup>スル</sup>名<sup>メイ</sup>云<sup>ク</sup>此等衆生乍<sup>ハ</sup>知<sup>ル</sup>可<sup>レ</sup>預<sup>ク</sup>來迎<sup>スル</sup>我身可<sup>レ</sup>被<sup>ク</sup>捨云事<sup>ハ</sup>云何可<sup>レ</sup>得<sup>ル</sup>心出哉<sup>ハ</sup>但極樂<sup>カクセイラ</sup>信事行者<sup>ハ</sup>可<sup>レ</sup>成<sup>ル</sup>往生<sup>ハ</sup>障<sup>ト</sup>故云<sup>ハ</sup>他力願<sup>ト</sup>云<sup>ク</sup>超世願<sup>ト</sup>也。

ノ衆生ミナコモレルナリカノ三寶滅盡ノ時ノ念佛者<sup>ハ</sup>當時ノワ御坊タチトクラフレハワ御房タチハ佛ノコトシカノ時ハ人壽十歲ノ時ナリ戒定慧ノ三學ナヲタニモキカスイフハカリナキモノトモノ來迎ニアツカルヘキ道理ヲシリナカラワカミノステラレマイラスヘキヤウオハイカニシテカアムシイタスヘキタシ極樂ノネカハシクモナク念佛ノマウサラム事コソ、往生ノサワリニテハアルヘケレカルカユヘニ他力ノ本願トモイヒ超世ノ悲願トモイフナリ

歲まで乃衆生みなもる也<sup>ハ</sup>か乃三寶滅盡の時の念佛者と當時の御房達とくらふれハ當時の御房達は佛のことしかの時の人<sup>の</sup>いのちハ□□十歲也<sup>ハ</sup>戒定慧の三學た<sup>ハ</sup>名をたにもきかす惣していふハカリなき物<sup>ト</sup>もの來迎にあづかるべき道理をしりながら<sup>ハ</sup>わが身のすてられまいらすへき様を

高いにしてか案し出すへきた<sup>ハ</sup>極樂のねかはしくもなく念佛乃申されざらん事のみこそ往生乃さわりにてハあるへけれ<sup>ハ</sup>かるかゆに他力本願ともいひ世の悲願ともいふ也

この問答の『九卷伝』について見ると、数箇所の挿入部分が見受けられるが、それらについての後に論述するとして、先ず、比較可能な所から進めていきたい。『醍醐本』の「御力」とある所を、『語燈錄』では同様に「御ちから」としているのに対し、『西方指南抄』では「佛力」とし、『九卷伝』では「淨土なれば」(『四十八卷伝』では「御力なれば」としている)として、これは(5)の形として挙げられる。次に、『醍醐本』の「自身罪」としている所を、『西方指南抄』では同様に「自身の罪」としているのに対し、『語燈錄』では「わがつみ」とし、『九卷伝』では「我身の罪」として、(7)の形を取っている。又、この(7)の形としては、『醍醐本』の「彼時者人壽十歲也」としている所を、『西方指南抄』では「かの時は人壽十歲の時なり」としているのに対し、『語燈錄』では「かの時の人<sup>の</sup>いのちは十歲也」とし、『九卷伝』では「彼時の人<sup>の</sup>壽命短は十歲なり」としている。これについて『四十八卷伝』に

### 『九卷伝』

「自力他力と申事ハ 何様に心得侍るべきと申けれハ 源空ハ云かひなき邊國の土民なり 昇殿すへき器にあらずといへ共 君よりめされしかハ二度迄殿上へまいりたりき 是全て參器量にはあらず 上の御斗也 此定めに極重惡人 無他方便の凡夫ハ 曾て 報身報土の極樂世界へ可<sup>レ</sup>參器にはあらねとも 阿弥陀仏の淨土なれハ 稱名の本願にこたへて來迎にあつからん事 何の不審がある 我身の罪重 無智の者なれハ 往生をとけんと不可<sup>レ</sup>疑 左様に疑へん物ハ いまた仏の願を知さる者也と者 如是の罪人を渡さん為に發す所の本願也 此名號を唱る人ならハ ゆめく疑

りではなく比較に値する部分がある。即ち、「一念の願」について、

『醍醐本』、『西方指南抄』では、次の二文が見受けられない。即ち、「いのちつづまりて」である。これは『語燈錄』と『九卷伝』

に共通して見受けられるので(3)の形の様であるが、『醍醐本』と『西方指南抄』も共通であるので、これを(9)として新たに挙げる。

次に他を見ると、(7)の形として、『醍醐本』に「必一念非<sub>レ</sub>為<sub>ニ</sub>佛本願<sub>ニ</sub>」とある所を、『西方指南抄』では「かならず一念を佛の本願<sub>ニ</sub>」とある所を、『西方指南抄』では「かならずしも一念を本願<sub>ト</sub>といふへからず」とし、『語燈錄』では「かならずしも一念を本願<sub>ト</sub>といふへからず」としている。即ち、「為<sub>ニ</sub>」と「いふ」との部分での相違は『九卷伝』をも含め(1)の形であるが、『語燈錄』では「かならずしも」と「しも」の語を増加し、又、「本願」については「佛の」の語を見ないのである。又、次に新しい形として『語燈錄』と『西方指南抄』に共通点を見い出し、他の『醍醐本』と『九卷伝』は、先の二本とも違ひ、さらにお互いにも共通点が見受けられない。今(10)として挙げることにする。即ち、『醍醐本』に「唯此釋意可<sub>レ</sub>云々念々不捨者即順本願<sub>ニ</sub>」とある所を、『語燈錄』、『西方指南抄』では「釈は数返つもんも 本願とはきこへたるは」としている。又、同様に、『醍醐本』に「發<sub>ニ</sub>上盡一形下至一念 給也」とある所を、『語燈錄』、『西方指南抄』では「上盡一形下至一念とおこし給へる本願也と心うへき也」としている。尚、『九卷伝』では、挿入部分の後の所に、文意のみを受け言葉は自由に配置せられている。

(1)歟 (2)命 (3)ヲ (4)ナリ (5)意 (6)レ (7)タ (8)ナリ (9)ココロ (10)タマ

#### 。第十問答

『醍醐本』	『西方指南抄』	『和語燈錄』
十問云、自力他力 <sub>ト</sub> 申事、 何様可 <sub>レ</sub> 得 <sub>レ</sub> 心候乎。	、コ、ロウヘク候ラム 答ラクハ 源空ハ殿上	問曰、自力他力の事ハ いかんか心え候へき 答、源空ハ殿上へまいる へき器量にてハなけれ
召者一度 參 <sub>ニ</sub> 殿上、 此非 <sub>レ</sub> 我可 <sub>レ</sub> 參之式 <sub>ニ</sub> 上 御力也 何况阿弥陀	参 <sub>ニ</sub> 殿上機量 <sub>ニ</sub> 自 <sub>レ</sub> 上 ヘマイルヘキ キリヤ ウニテハ ナケレトモ 上ヨリメセハ 二度マ イリタリキ コレワカ	ともよりめは二度 までまいりたりき こ れハわかまいるへきし なにてハなけれとも上 の御ちから也 まして 阿弥陀ほとけの御ちか らにて称名の願にこた へて来迎せさせ給ハん
佛御力、酬 <sub>ニ</sub> 稱名願 <sub>ニ</sub> 來迎事、有何不審 <sub>カ</sub> 自身罪重、无智者、 云何不可 <sub>レ</sub> 疑遂 <sub>ニ</sub> 往生、若如 <sub>レ</sub> 此疑者、 一切不知 <sub>カ</sub> 佛願者、 也、為 <sub>ニ</sub> 度 <sub>ニ</sub> 如 <sub>ニ</sub> 此之罪 人 <sub>ニ</sub> 所發之本願也、 乍 <sub>レ</sub> 唱 <sub>ニ</sub> 此名號 <sub>ニ</sub> 、努力 <sub>ニ</sub> 々々不可 <sub>レ</sub> 有 <sub>ニ</sub> 疑心 <sub>ニ</sub> 云々。	マイルヘキ シキニテ ハナケレトモ上ノ御チ カラナリ マシテ阿弥 陀佛ノ佛力ニテ 称名 ノ願ニコタエテ 来迎 セサヒタマハム事オハ ナムノ不審カアルヘキ 自身ノ罪ノオモク无智 ナルハ佛モイカニシテ スクヒマシマサムトオ モハムモノハツヤく 佛ノ願オモ シテサル モノ有 <sub>カ</sub> 、ル罪人ト モヲヤス(トタスケ スクハムレウニ オコ シタマヘル本願ノ名号 ヲトナエナカラ チリ ハカリモ疑心アルマシ キナリ	問、自力他力ノ事ハイカ 、コ、ロウヘク候ラム 答ラクハ 源空ハ殿上 ヘマイルヘキ キリヤ ウニテハ ナケレトモ 上ヨリメセハ 二度マ イリタリキ コレワカ マイルヘキ シキニテ ハナケレトモ上ノ御チ カラナリ マシテ阿弥 陀佛ノ佛力ニテ 称名 ノ願ニコタエテ 来迎 セサヒタマハム事オハ ナムノ不審カアルヘキ 自身ノ罪ノオモク无智 ナルハ佛モイカニシテ スクヒマシマサムトオ モハムモノハツヤく 佛ノ願オモ シテサル モノ有 <sub>カ</sub> 、ル罪人ト モヲヤス(トタスケ スクハムレウニ オコ シタマヘル本願ノ名号 ヲトナエナカラ チリ ハカリモ疑心アルマシ キナリ

答云、一念願為不  
及二念之機也、  
不<sub>レ</sub>通尋常機者  
不可<sub>レ</sub>有上盡一形之  
釋、此釋可<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>意、必  
一念非為佛本願ト  
云事顯然也、已<sub>レ</sub>釋  
念々不捨者是名正定  
之業順彼佛願故、  
唯此釋意可<sub>レ</sub>云念  
値本願、遲速不同  
者發上盡一形下至一  
念給也、故善導  
得念佛往生願也

## 『九卷伝』

「本願の一念は平生の機 臨終の機に通すへくやらんと申けれハ 一念の  
願ハ命つゝまりて 二念及はざる機の為なり 一形を釋して 念々不捨者  
是名正定之業と判給へる 是平生の機なり 本願にあふ遲速の不同あれハ  
上盡一形聲十乃と發し給へる也 必す一念を佛の本願と云ふへからずなり  
一念十念の本願なれハ 強にはけますとも有りなんと云人のあるハ 大な  
るあやまりなり 設我得佛 十方衆生 至心信樂欲生我国 乃至十念 若  
不生者 不取正覺といへる本願の中には 平生の機あり 臨終の機あ  
り 乃至ハ平生の機 十念は臨終の機なり 平生の機ハ乃至十年と申て生  
れ 乃至一年申て生れ 乃至一月申て生れ 乃至一日申て生れ乃至一時申  
てむまる 是みな壽命の長短 発心の遲速によるなり 此等ハみな一たひ

答 一念ノ願ハ二念ニオ  
ヨハサラム機ノタメナ  
リ尋常ノ機ニ通スヘク  
ハ上盡一形ノ釈アルヘ  
カラスコノ釈ヲモテ  
コ、ロウヘシ カナラ  
ス一念ヲ佛ノ本願トイ  
フヘカラス 念念不捨  
者是名正定之業順彼佛  
願故ノ釈ハ數返ツモラ  
ムオモ 本願トハ キ  
コエタルハ タ、本願  
ニアフ機ノ遲速不同ナ  
ルハ上盡一形下至一念  
トオコシタマヘル本願  
ナリトコ、ロウヘキナ  
リ カルカユエニ念佛  
往生ノ願トコソ善導ハ  
釈シタマヘト

云。 答 一念の願ハいのち  
、まりて二念におよは  
さる機ため也 寻常  
の機に通すへくハ上盡  
一形の釈あるへからず  
この釈をもて心うるに  
かならずしも一念を本  
願といふへからず 念  
念不捨者是名正定之業  
順彼佛願故と釈し給へ  
り こ乃釈ハ數遍つも  
らんも 本願とハきこ  
へたるハ たゞ本願に  
あふ機の遲速不同なれ  
ハ上盡一形下至一念と  
おこ志給へる本願也と  
心うべき也 カルカユエニ念佛  
へに 念佛往生の願と  
こそ善導ハ釈し給へ

發心して後 浄土まで申へき尋常の機なり 臨終の機を云へんハ 病せま  
り命一念十念につゝまりて後 知識の教によりて 初て本願にあへる機な  
り 臨終の為に發し給へる 「一念十念を平生に引上げ 一念十念にも生れ  
は 念佛へゆるかせなれとも 往生不定には思ふへからすと申へ ゆゝし  
きあやまりなり 念々不捨<sub>レ</sub>是名正定之業順彼佛願故の釋ハ 本願の中の  
乃至の機の故 上盡一形に數返を勵みて 本願に相應すへき道理を釋しあ  
らへし給へる也」

この問答における『九卷伝』は、一見して判かる様に、間に長文に  
わたり挿入部分が見られる。即ち、「一念十念の本願なれば（中略）  
ゆゝしきあやまりなり」の文である。そしてその前後の文を見てみ  
ると、前の部分が、ほぼ他の三本に値すると思われる。そして、後  
の部分は、言葉をえて前の部分について説明を加えている様に見  
受けられる。であるので、この問答の親疎の関係は、前の部分のみ  
を使用して比較を進めていきたい。『醍醐本』の「尋常機」として  
いる所を、『語證錄』、『西方指南抄』では同様に「尋常の機」と  
しているのに対し、『九卷伝』では「平生の機」としている。こ  
の様な例は他の問答に見受けられないでの、これを新たに親疎の形  
には入れず特別な形として挙げることにする。この様な形としては、  
その後の「尋常（平生）の機」についての説明の部分が『九卷伝』  
のみ前後し、言葉も大幅に食い違っている。即ち、「念念不捨者是  
名正定之業順彼佛願故」の文を「念々不捨者是名正定之業」と、そ  
の一部のみを挙げている。又、「必ず一念を佛の本願と云ふへか  
らす」という意の一文を『九卷伝』では最後に引用している。以  
上、この問答での『九卷伝』の性質を述べたが、一点のみ、この限

## 。第八問答

『醍醐本』	『西方指南抄』	『和語燈録』
八問云、禮讀深心中十聲、一聲定得往生、乃至一念無有疑文、又疏中深心、念々不捨者是名正定業文云何可分別候。	問 礼讀ノ深心ノ中ニハ十聲一聲必得往生乃至一念無有疑心ト釈シマタ疏ノ中ノ深心ニハ念念不捨者是名正定之業ト釈シタマヘリイツレカワカ分ニハモヒサタメ候ヘキ	問曰 礼讀の深心の中にハ十聲一聲必得往生乃至一念無有疑心と釈し給へり 又疏の深心の中にハ念念不捨者は名正定之業と釈志給へり いつれかわか分にハ おもひため候へ
答云、十聲一聲釋は信念佛之様也、信一念往生、行一形可爾也、又一發心已後釋可レ	答 十聲一聲ノ釈ハ念佛ヲ信スルヤウナリカルカユヘニ信オハ一念ニ生ルトトリ行オハ一形ヲハケムヘシトス、メタマヘル釈也マタ大意ハ一發心已後ノ釈ヲ本トスヘシ	答 十聲一聲の釈ハ念佛を信する様 念念不捨者の釈ハ念佛を行する様也 カルかゆヘに信をハ一念にむまと、よりて行をハ一形にはけむへしとす、め給へる釈也 又大意ハ一發心已後誓畢此生无有退轉唯以淨土為期の釈を本とすべき也
下至三十聲等一定得中往生乃至一念無有疑心故名深心。	下至三十聲等一定得中往生乃至一念無有疑心故名深心。	き

先ず、『往生礼讚』の引用された部分を引いてみると注<sup>1</sup>

下至三十聲等一定得中往生乃至一念無有疑心故名深心。  
であり、この文を参考に比較すると、『醍醐本』では「乃至一念無有疑」としているのに対し、『語燈録』と『西方指南抄』では「乃至一念無有疑心」と、「疑心」を忠実に引用している。しかしながら、「定得往生」の文について見ると、この関係はまったく逆に

なり、『醍醐本』では忠実に引用し、『語燈録』、『西方指南抄』では「必得往生」と変えて引用している。しかしながら、この二点は、親疎の関係によって考えれば、いづれも(1)の形に入ることになる。又、『観経疏』の文の引用文の「正定之業」について見ると、『醍醐本』のみが「之」の字を削減した形を取りこれも又、(1)の形に入れる事ができる。又同様に『醍醐本』の「云何可分別候」としてある所を、『語燈録』、『西方指南抄』では「いつれかわか分には おもひため候へき」とし、又、文尾の「一發心已後釈」の所ではこの文の前に、『語燈録』と『西方指南抄』では「大意は」という語を挿入している二点を、(1)の形として挙げられる。又、『語燈録』のみに關して、答えの部分に増加が見られる。即ち、(7)の形として、念佛を信ずる方法の後に、念佛を行ずる方法を挙げている。それを本文によつて見れば、「念念不捨者の釈は念佛を行ずる様也」の文を入れ、又、「一發心已後」の後に「誓畢此生无有退轉唯以淨土為期」の文を増し説明を加えている所である。この問答全体について言えば、この部分を除けば、終始一貫(1)の形を取つた問答だと言える。

①マタ ②々 ③ナリ ④ト ⑤オ ⑥ス ⑦タマ 注<sup>1</sup> 淨全四卷下  
。第九問答

『醍醐本』	『西方指南抄』	『和語燈録』
九問云、本願、一念者、問可通尋常機臨終機候歟。	問 本願ノ一念ハ尋常ノ機臨終ノ機ニ通スヘク	問曰 本願の一念ハ尋常の機にも臨終乃機にもともに通し候へきか

い方は見受けられない点と、他の「ヌ」と読んでいる文字と違ひが見受けられない点との二点を理由に、「申す人も候、又」と読み取ったのである。尚、この問答についても、『四十八卷伝』にその引用文を見い出すことができ、その内容は『九卷伝』に順ずるので、今は、その文を挙げて終る。

### 『四十八卷伝』

「念佛の行者毎日の所作に こゑをたへさる人もあり 又 心に念して数をとる人もありいつれを本とすべく候やらむと

上人のたまへく 口にとなへ心に念する おなし名号なれハ いつれもみな往生の業となるへし たたし佛の本願ハ称名と立給かゆへに こゑにいたすへきなり 経にハ 令聲不絶具足十念しき 尺にハ称我名号下至十聲と判し給へり わか耳にきこゆるほどを 高聲念佛とするなり 但機嫌をしらす高聲すへきにへあらす 地歟ハこゑにいたさむと おもふへきなり」

①ヲ ②テ ③申 ④イツレヲカ ⑤心ニ ⑥タ ⑦コエ ⑧ト ⑨糸  
シ ⑩ホト ⑪ヲハ ⑫ナリ ⑬コエ ⑭イタ ⑮ム ⑯ナリ

### 。第七問答

『醍醐翻本』	『西方指南抄』	『和語燈録』
七問云、日別念佛數遍入相続之程事可定幾候。	問 日別ノ念佛ノ數返ハ相続ニイルホトハカハカラヒ候へキ	問曰 日別の念佛の數遍
答云、依善導釋者、万已上可為相続分出體但雖一法門中、万返急申、虛不	答 善導ノ糸ニヨラハ一万已上ハ相続ニテアルヘシタシ一万返ライソキ申テサテソ	相続にいる程ハいかんかはからひ候へキ
可過時節設雖一	その日をくらさん事ハ	形を取つてゐると言つても良いだらう。

万返ト可為一日一夜之所作、惣一食之間三度許唱之者、能相續者也、但衆生機根不同者、一准不可定之、若志深者自然相続事也。

アルヘカラス 一万返ナリトモ一日一夜ノ所作トスヘシ 総シテハ一食ノアヒタニ三度ハカリトナエムハヨキ相続ニテアルヘシソレハ衆生ノ根性不同ナレハ一準ナルヘカラスコ、ロサシタニモフカケレハ自然ニ相続ハセラル、事ナリ

あるへからす 一万遍なりとも一日一夜の所作とすべき也 惣してハ一食のあひたに三度はかり思ひいたさんハよき相続にてあるへしそれハ衆生の根性不同なれハ一準なるへからす 心さしたにふかけられハ自然に相続ハせらるゝ也

この問答にあつては、三本共ほとんど共通であると考えても良い。異なつてゐるのは、次の二点である。即ち、『醍醐翻本』では「虚不<sup>ヲ</sup>可<sup>レ</sup>過<sup>ニ</sup>時節<sup>ヲ</sup>」としている所を、『語燈録』では「さて その日をくらさん事は」とし、『西方指南抄』では「さて その日をすゞさむ事は」としている。これについては、『西方指南抄』が「過」の意を取つてゐる点に重きを置き、今、これを(7)の形として挙げる。次に二点目は、『醍醐翻本』では「唱<sup>レ</sup>之者」としてゐる所を、『語燈録』では「思ひいたさんは」としている。しかし、『西方指南抄』では、前の点と同様(7)の形を取り「となえむは」としてゐる。結局この問答については、ほとんど共通であるけれども、全体的に(7)の形を取つてゐると言つても良いだらう。

①数遍ハ ②イカカ ③但 ④申テ ⑤総 ⑥准 ⑦ル

キコユルホトオハ高聲 念佛ニトルナリ サレ ハトテ譏嫌ヲシラス 高聲ナルヘキニハアラ ス地躰ハコゑヲ イタ サムトオモフヘキナリ	にとる也。さればとて 譏嫌を志らす高聲なる へきにハあらす 地躰 ハ聲を出さんとおもふ へき也。
---	--

## 『九卷伝』

「念佛の行者毎日の所作に聲を絶えざるものあり 又 心に念して数をと  
る人もあり 何を本とすへく候哉らんと申されけれハ  
口に唱へ心に念する同名號なれハ いつれもく皆往生の業となるへし  
但し佛の本願ハ称名と立給へる故に 聲に出ずへきなり 経にハ令聲不絶  
具足十念と説 祢にハ称我名號下至十聲と判し玉ふ 耳に聞へるほとを高  
聲念佛とへするなり 但譏嫌を知す 高聲すへきにハあらす 他躰ハ聲に  
出さんと思ふへきなり」

この問答の親疎関係を探ると、先の第三、第五問答と同様の特色を持つのである。即ち、その差違がほとんど(6)の形を持つということである。それは、『醍醐本』、『九卷伝』に「毎日」とある所を『語燈錄』、『西方指南抄』では「日別」とし、又、『醍醐本』での「不絶聲之人」と、『九卷伝』での「聲を絶えざる人」とを、『語燈錄』、『西方指南抄』では「こえをたてて申す人」とし、又、『醍醐本』での「何可ヲカ為ム本候」と、『九卷伝』での「何を本とすへく候」とを、『語燈錄』、『西方指南抄』では「いづれかよく候」としている。又、(6)の形では、『語燈錄』と『西方指南抄』が同様の文を持つとしたが、次に挙げる二点は、『醍醐本』と『九卷伝』

は同じであるが、しかし『語燈錄』、『西方指南抄』の両本は、先の二本と異なっているうえに、さらにお互いにも共通点が見受けられない形である。今、これを(8)の形として論述を加える。即ち、『醍醐本』、『九卷伝』ではそれぞれ「口唱心念悉名號ナレハ」、「口に唱へ心に念する同名號なれば」としている所を、『語燈錄』では「それは口にてとなふるも名号、心にて念するも名号なれば」とし、『西方指南抄』では「それは口にも名号をとなへ、心にも名号を念することとなれば」と、異なっているのが判る。又、『醍醐本』、『九卷伝』に、それぞれ「出聲」、「聲を出す」としている所を、『語燈錄』では「聲をたててとなふ」とし、『西方指南抄』では「こえをあらわす」としている。又、(4)の形も見受けられる。即ち、『醍醐本』に「釋云ニ稱我名號下至十聲」とある所を、『語燈錄』では「祇には稱我名號下至十聲との給へり」とし、『西方指南抄』では「祇には稱我名號下至十聲と祇したまへり」とし、『九卷伝』では「祇には稱我名號下至十聲と判し玉ふ」として、四本とも共通点が見受けられない。さらに、一つ書き加えておくならば、經の引用文について『西方指南抄』のみ「こえをたえず十念せよと」と読み下している点が挙げられる。又、『語燈錄』の間の文の中で「申す人も候ム」と読んでいる。この点について少し述べておきたい。というのは、各問答の終わりに指摘している誤りの様な、音の違いではなく形の上での読み取り方の違いでるので、一考を擧げる必要があると考えたからである。私は、全問答について「候ム」という使

『燈錄』、『西方指南抄』、『九卷伝』の三本は「名号」としている。

この問答において特視すべき点は、(6)の形を取る部分が非常に多く、又、長文にわたり見受けられるのである。即ち、『醍醐本』の「上人指<sub>チ</sub>ニ所<sub>レ</sub>居疊<sub>ヘルヲ</sub>答云、就<sub>チコソ</sub>有<sub>レ</sub>疊論<sub>スルトトハ</sub>破興<sub>二不破</sub>全於<sub>ク</sub>天<sub>レ</sub>疊者、云何論<sub>二破不破</sub>哉」である所について、『九卷伝』では、少しの誤差は見受けられるが、文意は、その漢文調の文体をそのまま踏まえ引用している。それに対して、『語燈錄』、『西方指南抄』の両本では「いておはします たたみをおさえてのたまはく、このたたみのあるにとりてこそ、やぶれたるか、やぶれざるかといふ事はあれ、つやくなからんたたみをば、なにとか論すへき」とし、同様に、『醍醐本』の「委明<sub>ニ</sub>此旨<sub>一</sub>」とある所を、『九卷伝』では「委く此旨をあかし」としているのに対し、『語燈錄』、『西方指南抄』の両本では「かきたまへる」としている。又、この問答で、『西方指南指』のみに見受けられる特別な部分がある。即ち、答の中程に見る末法の中において、他の三本は「持戒、破戒を無し」としているのに続き「無戒も無し」としているのである。又、この問答も『四十八卷伝』に引用されている。しかしながら、その内容は先の第三問答の場合と違い、『九卷伝』とやや異なる部分が見受けられるので、先ず、引用文を挙げ後に論ずる。

#### 『四十八卷伝』

「持戒のものゝ念佛の数遍のすくなきと 破戒のものゝ念佛の返のおぼぎと往生の後の位の浅いかゝ候へきと 上人座し給へる疊をさしての給はく たゞみのあるにつきてやぶれたると やぶれざるとをハ論すへきなり 疊なくいいかゝやぶれたるとやぶれざるとをハ論すへきや そのやうに未

法のなかにハ 持戒もなく 破戒もなしたゝ名字の比丘のみあり このうち持戒破戒の沙汰あるへからず かくのことくの凡夫のために おこしまたふ本願なれハ たゞいそきてもく名号を稱すへし」

異なる部分は、次の二点である。即ち、『九卷伝』に「所居」とある所を『四十八卷伝』では「上人座し給へる」とし、『九卷伝』に見る「傳教大師の末法證明記」に関する部分が削減されている。

①返 ②ム ③ノチ ④ト ⑤ヰ ⑥ヲ ⑦タマ ⑧タタミ ⑨ヨ ⑩コト  
⑪ツヤ ⑫ム ⑬タ ⑭オ ⑮タマ ⑯ヘ ⑰サタ ⑱カ ⑲タマ ⑳イ  
ソキ

#### 。第六問答

『醍醐本』	『西方指南抄』	『和語燈錄』
六問云、念佛行者、毎日所作有 <sub>リ</sub> 不 <sub>レ</sub> 絶 <sub>レ</sub> 聲 之人 <sub>上</sub> 又有 <sub>リ</sub> 心念 <sub>テ</sub> 取 <sub>レ</sub> 數 <sub>ヲ</sub> 人 <sub>上</sub> 、何 <sub>ヲ</sub> 可 <sub>レ</sub> 為 <sub>レ</sub> 本候。	問 念佛ノ行者等日別ノ所作ニオイテコゑタタテ、申人モ候コ、ロニ念シテカヌヲトル人モ候イツレオカヨク候へキ	問曰 念佛の行者等日別の所作においてこそをだて、申す人も候又心に念してかすをとる人も候いつれかよく候へキ
答云、口唱 <sub>モ</sub> 心念 <sub>モ</sub> 悉 <sub>ナ</sub> 名號 <sub>モ</sub> 何 <sub>モ</sub> 皆可 <sub>レ</sub> 成 <sub>ニ</sub> 往生業 <sub>モ</sub> 唯佛 <sub>モ</sub> 本願 <sub>モ</sub> 為 <sub>ニ</sub> 稱名 <sub>モ</sub> 故 <sub>モ</sub> 可 <sub>レ</sub> 出 <sub>レ</sub> 聲也、故經 <sub>ニ</sub> ハ説 <sub>ニ</sub> 令聲不絕具足十念 <sub>モ</sub> 釋 <sub>ニ</sub> 云 <sub>モ</sub> 稱我名號下至十聲 <sub>ト</sub> 也、聞 <sub>ニ</sub> 我耳 <sub>ニ</sub> 之程 <sub>モ</sub> 為 <sub>ニ</sub> 高聲念佛 <sub>モ</sub> 但不 <sub>レ</sub> 知譏嫌 <sub>モ</sub> 而 <sub>モ</sub> 非 <sub>レ</sub> 可 <sub>ニ</sub> 高聲 <sub>モ</sub> 地體 <sub>モ</sub> 可 <sub>レ</sub> 思 <sub>レ</sub> 出 <sub>レ</sub> 聲也。	答 ソレハ口ニモ名号ヲトナヘコ、口ニモ名号ヲ念スルコトナレハイツレモ往生ノ業ニハナルヘシ タ、シ佛ノ本願ノ称名ノ願ナルカユヘニコゑヲアラワスシタマヘリワカミミニ	答 それハ口にてとなふも名号 心にて念するも名号なれハ いつも往生の業とはなるへしたゞし佛の本願ハ称名の願なるかゆへに聲をたて、となふへき也 このゆへに經にハ令聲不絶具足十念と <sub>モ</sub> き絆にハ称我名號下至十聲との給へり耳にきこゆる程ハ高聲念佛

に「慢心」「下」としているのを、『語燈錄』では同様に「慢心」「下」としているのに對して、『西方指南抄』では「慢」「くだる」をしていて、しかしここで後者の方を考えてみると、文意からみてどうしても否定の「な」の文字が加えられると、まったく意味が成さなくなるので、私は、この点については、「など」の意として「な」の文字を加えたと考へる。又、別の読み方としては、『昭和新修 法然上人全集』によると、「くたるなり」と読んでいたが、私の見た限りでは、「な」の字とその次の「と」の字の間に「り」の字は見受けられず、後から挿入した痕跡もない。いづれにせよ、否定の「な」では無いと考へる。次に(7)として、『醍醐本』と『西方指南抄』に共通点を見、『語燈錄』では「九品」としている点である。

①仏 ②タマ ③ム ④ナリ ⑤ム(ル) ⑥ハ ⑦ヲ ⑧タマ ⑨ナリ

○第五問答

醍醐本	西方指南抄	和語燈錄
五問云、持戒者、念佛 数遍少與破戒 者、念佛數遍多 往生後淺深如何。	問 持戒ノ行者ノ念佛ノ 数返ノスクナク候ハム ト破戒ノ行人ノ念佛ノ 数返ノオホク候ハムト 往生ノノチノ浅深イツ レカス、ミ候ヘキ きや	問曰 持戒の行者の念佛 の数遍乃至多く候は んと破戒の行人の念佛 の数遍のおほく候はん と往生の、ちの位の浅

『九卷伝』

「持戒の者念佛の数返のものと破戒の者数返多く候と 往生の後位の浅深いかに候と申けれハ 所居の壘を指て曰く 壘の有るに付破れたると不レ破との論なり 全く壘なくハ 如何そ 破たると破ざるとを論哉 そのやうに末法の中には持戒もなく破戒もなし 只名號の比丘のみあり 傳教大師の末法證明記に委く此旨をあかし給へる 其の上に持戒破戒の沙汰あるへからず 如レ是凡天の為に發す所の本願なり いそぎてもす名號を称へしとぞ仰られる」

(1)

上人指所居壘	答 ヰテオハシマスター、ミヲサ、エテノタマハ クコノタ、ミノアル
答云 就ト有レ壘論	破ト不破、全於 不破哉、其様未法 中、無持戒無破 戒但有名字比丘、 傳教大師末法證明 記委明此旨其上 不可持戒破戒沙 沙、為如此之凡夫 所教本願者、急々 可稱名字也。
沙汰をハスヘキソ カ、ルヒ ラノ凡夫ノタメニ ゴシタマヘル本願ナ ハトテ イソキノ名 号ヲ称スヘシト	ニトリテコソ ヤフレ タルカ ヤフレサルカ トイコトハアレツ ヤハトナカラム タ ミオハナニトカハ論 スキ末法ノ中ニハ持 戒モナク破戒モナシ 無戒モナシタ、名字 ノ比丘ハカリアリト傳 教大師ノ末法證明記ニ カキタマヘルウエハ ナニト持戒破戒ノサタ ハスヘキソ カ、ルヒ ラノ凡夫ノタメニ オ ゴシタマヘル本願ナ ハトテ イソキノ名 号ヲ称スヘシト
ハナニト持戒破戒の 沙汰をハスヘキソ カ、ルヒ ラノ凡夫のためニ ハスヘキソ カ、ルヒ ラノ凡夫ノタメニ オ ゴシタマヘル本願ナ ハトテ イソキノ名 号ヲ称スヘシト	答 居てまします壘をお さへての給ハく、この 壘のあるにとりてこそ やふれたるか、やふれさ るかといふ事ハあれ やハナにとか論すへ き末法の中にハ持戒も なく破戒もなし、 名字の比丘ハカリあり と傳教大師の末法證明 記にかき給へるうゑに ハナニト持戒破戒の 沙汰をハスヘキソ カ、ルヒ ラノ凡夫のためニ ハスヘキソ カ、ルヒ ラノ凡夫ノタメニ オ ゴシタマヘル本願ナ ハトテ イソキノ名 号ヲ称スヘシト
おこし給へる 本願な れはとて いそき 名号を称すへし	答 居てまします壘をお さへての給ハく、この 壘のあるにとりてこそ やふれたるか、やふれさ るかといふ事ハあれ やハナにとか論すへ き末法の中にハ持戒も なく破戒もなし、 名字の比丘ハカリあり と傳教大師の末法證明 記にかき給へるうゑに ハナニト持戒破戒の 沙汰をハスヘキソ カ、ルヒ ラノ凡夫のためニ ハスヘキソ カ、ルヒ ラノ凡夫ノタメニ オ ゴシタマヘル本願ナ ハトテ イソキノ名 号ヲ称スヘシト

## 『九卷伝』

「餘佛餘經に付て結縁助成せん事 是雜行と成へく候やらんと申ければ  
決定往生の信をとりて 佛の本願に乗しての上ハ 他の善根に結縁助成せ  
ん事 全く雜行し成へからず 往生の助業と成へき也 告善導の釈の中に  
已に他の善根を隨喜し 自他の善根をもて淨土に廻向すると判し給へる  
此釈をもて知れ之とそ被仰ける」

(1)『醍醐本』の「結縁也善一事」を「他の善根に結縁(し)助成せ  
ん事」としている。又、新たに(6)として、『醍醐本』にある「結縁  
助成<sup>セム</sup>事」を『九卷伝』では同様に「結縁助成せん事」としている  
のに対して、『語燈錄』、『西方指南抄』両本は「善根を修せん人  
に結縁助成し候はん事」として、『醍醐本』と『九卷伝』が同様で、  
『語燈錄』と『西方指南抄』が同様に異なつている形を加える事が  
できる。(この(6)の形には、この問答においてさらに見い出すことが  
できる。即ち、『醍醐本』に「我身乘<sup>ニ</sup>佛本願<sup>ニ</sup>之後」を『九卷伝』  
では「佛の本願に乗しての上ハ」としている(しかし「決定往生」  
の文と前後する。)のに対して『語燈錄』、『西方指南抄』の方は  
「我心 弥陀仏の本願に乘し」としている。又、同(6)として『醍醐本』  
に「隨<sup>ニ</sup>也善根<sup>ニ</sup>自他善根<sup>ニ</sup>廻<sup>ニ</sup>向淨土<sup>ニ</sup>云。以<sup>ニ</sup>此釈<sup>ニ</sup>可<sup>レ</sup>知也。」  
とあるのを、『九卷伝』では同様に「他の善根を隨喜し、自他の善  
根をもて淨土に廻向すると判し給へる。此釈をもて知れ之」として  
いるのに対して、『語燈錄』、『西方指南抄』の二本は「他の善根  
を隨喜讚嘆せよと釈し給へるをもて心うへき」としているのであ  
る。又、この第三問答については、『四十八卷伝』にも引用文を載  
せている。しかしながら、ほぼ『九卷伝』と同様の文であるので、

比較は、『九卷伝』と重複するので省略させていただく。

## 『四十八卷伝』

「餘佛餘經につきて結縁助成せん事ハ 雜行となるへく候やらむと上人の  
たまへく 決定往生の信をとりて 佛の本願に乗してむうへにハ 他の善  
根に結縁助成せん事 またく雜行となるへからず 往生の助業となるへき  
なり 善導の尺のなかにすてに他の善根を隨喜し 自他の善根をもて 淨  
土に廻向すと判し給へり この尺をもて知へきなり」

- ①コト ②我 ③ココロ ④佛 ⑤ヘ ⑥タマ ⑦ココロ ⑧ナリ

## 。第四問答

『醍醐本』	『西方指南抄』	『和語燈錄』
四問云、極樂九品者、非 弥陀本願 <sup>ニ</sup> 、更無 <sup>ニ</sup> 四 十八願 <sup>ニ</sup> 中 <sup>ニ</sup> 、是釈尊 巧言也、若說 <sup>ニ</sup> 善人惡 人生 <sup>ニ</sup> 一所 <sup>ニ</sup> 者、惡業 者可 <sup>レ</sup> 起 <sup>ニ</sup> 等慢心故、 令 <sup>ニ</sup> 有 <sup>ニ</sup> 品位之差別、 說 <sup>ク</sup> 善人進 <sup>ニ</sup> 上品 <sup>ニ</sup> 惡 人下 <sup>ニ</sup> 下品 <sup>ニ</sup> 也、急 參 <sup>チ</sup> 可 <sup>レ</sup> 見 <sup>ニ</sup> 云。	答 極樂ノ九品ハ弥陀ノ 本願ニアラス 四十八 願ノ中ニナシ コレハ 釈尊ノ巧言ナリ 善人 惡人一處ニムマルトイ ハ、惡業ノモノトモ慢 ヲオコスヘキカユヘニ 品位差別ヲアラセテ善 人ハ上品ニス、ミ惡人 ハ下品ニクタルナト トキタマフナリ イソ キマカリテシルヘシ	問曰 極樂ニ九品ノ差別ノ 候事ハ阿弥陀仏ノカマ ヘタマヘル候ヤラム にて候やらん
(1)『醍醐本』に「弥陀本願」とあるのを、『語燈錄』、『西方指南 抄』では「阿弥陀仏」としている。又、(5)の形としては、『醍醐本』	答 極樂ノ九品ハ弥陀の 本願にあらず四十八願 の中にもなしこれハ釈 尊の巧言也 善人惡人 一所にむまるといハ、 惡業のものとも慢心を おこすへきかゆに 九品の差別をあらせて 善人ハ上品にす、み惡 人ハ下品にくたると とき給へる也 いそき まいりてみるへし	問曰 極樂に九品の差別 の候事ハ阿弥陀仏 <sup>ニ</sup> 持け のかまへさせ給へる事

思う。尚、『語燈錄』の原文に付けた番号は、『昭和新修 法然上人全集』の元亨版の文と、私の見た龍大所蔵の複写本との相違点を示すものであり、各問答の末に、その部分の『昭和新修 法然上人全集』の同部分を挙げ、表示しておく。

①ハ ②ナラヒ ③ヲ ④タマ ⑤ヲ ⑥サヤウ ⑦オ

### 。第二問答

『醍醐本』	『西方指南抄』	『和語燈錄』
二問云、於法花真言者不可入雜行中云、如何對治此難候。 答云、惠心先德集一代聖教ノ要文ヲアツメテ往生集ヲツクリタマヘル中二十門ヲタテ、第十九ニ往生ノ諸行ノ門ニ法華真言等ノ諸大乗ヲイレタマヘリ諸行ト雜行トコトハハコトニコロオナシ、イマノ難者ハ惠心ノ先徳ニマサルヘカラサルナリ	問 法華真言オハ雜行ニイルヘカラストアル人申候オハイカム	問曰 法華真言等をハ雜行にハいるへからずヒ人人の申候をハいか、こたへ候へき
(1)の場合の『九巻伝』のない形、即ち、『醍醐本』に「集一代聖教」とあるのを、『語燈錄』、『西方指南抄』では「一代(の)聖教の要文をあつめて」とし、同様に、「諸大乗經被入諸行」とあるのを、「諸大乗をいれたまへり」としている。これらの点は、	答 惠心ノ先徳一代聖教ノ要文ヲアツメテ往生集をつくり給へる中に十門をたつて乃第九乃往生諸業門に法華真言等の諸大乗經をいれ給へり諸行と雜行と言異にして心おなしいま乃難者ハ恵心の先徳にまさるへからざるもの也	答 惠心先徳一代聖教の要文をあつめて往生要集をつくり給へる中に十門をたつて乃第九乃往生諸業門に法華真言等の諸大乗經をいれ給へり諸行と雜行と言成し難候歟。

①々 ②才 ③ノ ④タマ ⑤ツ ⑥ノ ⑦ノ中ニ ⑧タマ ⑨ココロハ  
⑩ナリ

### 。第三問答

『醍醐本』	『西方指南抄』	『和語燈錄』
三問云、付餘佛餘經結緣助成事可レ成難候歟。 答、我身乘佛本願之後、決定往生、信起之上、結緣他善事、全不可為雜行、可成往生助業也、善導釈中、已隨他善根以自他善根廻向淨土云。以此釈可知也。	問 餘佛餘經ニツキテ善根ヲ修セム人ニ結縁助成シ候コトハ雜行ニテヤ候へキ	問曰 餘佛餘經につきて善根を修せん人に結縁助成し候ハん事ハ雜行と申候へきか
(1)の場合の『九巻伝』のない形、即ち、『醍醐本』に「集一代聖教」とあるのを、『語燈錄』、『西方指南抄』では「一代(の)聖教の要文をあつめて」とし、同様に、「諸大乗經被入諸行」とあるのを、「諸大乗をいれたまへり」としている。これらの点は、	答 我コ、口弥陀佛ノ本願ニ乗シ決定往生ノ信ヲトルウエニハ、他ノ善根ニ結縁シ助成セム事マタク雜行トナルヘカラス、ワカ往生ノ助業トナルヘキ也、他ノ善根ヲ隨喜讚嘆セヨト釈シタマヘルヲモテコ、ロウヘキナリ	答 わか心弥陀ほとけ乃本願に乗し決定往生の信をとるう多に、他の善根に結縁助成せん事、またく雜行になるへからず、わか往生の助業となるへき也、他の善根を隨喜讚嘆せよと釈し給へるをもて心うべき事也。

『九巻伝』が無いが、分け方としては(1)の中に入れる。次に、(4)として『醍醐本』の「対治此難候」を『語燈錄』では「人の申候をばいかがこたへ候へき」とし、『西方指南抄』では「ある人申候おばいかむ」と、三本とも互いに異なった文をなしている点を挙げることができる。又、『醍醐本』に「第九門是往生諸業也」とあるのを『語燈錄』では「第九の往生諸業門」と同意であるのに対しても『醍醐本』と『語燈錄』が同じで『西方指南抄』が異なるのを(5)として挙げることにする。

答云、立宗事者更非

答 宗ノ名ヲタツルコト

答 宗の名をたつる事ハ

佛説付自所学經  
ハ佛説ニハアラスミ  
ツカラコ、ロサストコ

佛の説にあらず みつ  
から心さすところ此經

教につきておしふ義を  
さとりきわめて 宗の

論覺極其義也、  
諸宗習皆以如レ此、  
今立淨土宗事、付

淨土正依經解得往  
生極樂義之先達立

名をハ判する事也 諸  
宗の習みなもてかくの

シタル義ヲ学シキワメ  
テ宗義ヲ判スル事也。  
諸宗ノナラヒミナカク

ノコトシ イマ淨土宗  
ノ名ヲタツル事ハ 淨

ことし いま淨土宗の  
名をたつる事ハ淨土の

土ノ依正經ニツキテ往  
生極樂ノ義ヲサトリキ  
ワメタマヘル先達ノ

宗ノ名ヲタテタマヘル  
ナリ 宗ノオコリヲシ  
ラスモノ、 サヤウノ  
コトオハ申也。

樂の義をさとりきわめ  
ておはします先達の  
宗の名をハたて給へる  
也 宗乃おこりをしら  
さるもの、 左様乃事を  
ハ申候也。

者致如レ此之難也、  
非難事也。

### 『九卷伝』

「八宗九宗の外に淨土宗を立てる事ハ自由にまかせたる事かなと 餘宗の人  
の申候をハいかゝ申候へきやとなり

上人曰く 宗の名を立事ハ 佛説にハ非す 自心さす所の經観に付て 存  
したる義を悟極て 宗を判する事なり 諸宗の習皆以如斯 今淨土宗の名  
を立る事 淨土の正依に付て往生極樂の義を悟極め給へるなり 先達の宗  
の名を立給へる也 宗の趣を知さる愚者 さやうの事を言也」

以上四本の比較表から各々対照すれば、(1)『西方指南抄』、『語燈  
録』、『九卷伝』の三本が共通である点、(2)『西方指南抄』と『九  
卷伝』が共通である点、(3)『語燈録』と『九卷伝』が共通である点、

である。(1)の場合は、『醍醐本』に「可<sup>レ</sup>対<sup>ニ</sup>治此難<sup>一</sup>候」としているのを「申し候へき」と、他の三本はしている。又、「立<sup>レ</sup>宗」として<sup>ニ</sup>いるのを「宗の名をたつる」とし、(問の中においては、『西方指南抄』のみ「淨土宗の名」としている。) 又、「付<sup>レ</sup>自所<sup>ニ</sup>學經  
ハ佛説ニハアラスミ  
ツカラコ、ロサストコ

佛の説にあらず みつ  
から心さすところ此經  
教につきておしふ義を  
さとりきわめて 宗の  
名をハ判する事也 諸  
宗の習みなもてかくの  
ことし いま淨土宗の  
名をたつる事ハ淨土の  
正依經につきて往生極  
樂の義をさとりきわめ  
ておはします先達の  
宗の名をハたて給へる  
也 宗乃おこりをしら  
さるもの、 左様乃事を  
ハ申候也。

方指南抄』ののみ「淨土宗の名」としている。) 又、「付<sup>レ</sup>自所<sup>ニ</sup>學經  
ハ佛説ニハアラスミ  
ツカラコ、ロサストコ

論<sup>ニ</sup>を「みづからこ<sup>レ</sup>るをすところの經教」とし、又、「立<sup>レ</sup>淨土  
宗<sup>ニ</sup>」を「淨土宗の名をたつる」とし、又、「解得」を「さとりき  
わめ」とし、又、「非<sup>ニ</sup>難事<sup>ニ</sup>也」を「さやうのことおば申<sup>(云)</sup>也」  
としている。次に、(2)の場合についてみると、『醍醐本』に「其義」  
とあるのを、『西方指南抄』、『九卷伝』には「存じたる義」とし  
ているのに對して、『語燈録』は「おしふ義」とし、又、『醍醐本』  
に「解得往生極樂義」とあるのを、共通の二本は「往生極樂の義  
を、さとりきわめたまへる」として<sup>ニ</sup>いるのに對し、「往生極樂の義  
を、さとりきわめておはします」としている。次に、(3)の場合につ  
いてみると、『醍醐本』に「覺極」の所を、『語燈録』、『九卷伝』  
では、「さとりきわめて宗義を判する事」として<sup>ニ</sup>いる。(『九卷伝』では  
「の名をば」を「を」として<sup>ニ</sup>いる。) であるが、『西方指南抄』は  
「学しきわめて宗義を判する事」として<sup>ニ</sup>いる。又、『醍醐本』の  
「正依經」の所を『語燈録』、『九卷伝』では「正依經」、「正依」  
と、それぞれして<sup>ニ</sup>いるのに對して、『西方指南抄』では「依正經」  
として<sup>ニ</sup>いる。しかしながら、私は、この点に關してのみ言え<sup>レ</sup>ば、書  
写の時の手違<sup>レ</sup>とも考えられるので、今は、この部分の比較は、一  
様退けて論を進めたいと思う。以上、第一問答の比較を試みたが、  
以後の問答についても同様の手順により、対照を進めていきたいと

たと思われる。言い換えるならば、『語燈錄』に集録された『十二問答』は、康元二年（一二五七）以前に、それまで伝わっていた『十一問答』に第十二問答が加えられた形で、いずれの人々かそれを今決める事はできないが、それらの人々を通じて在阿に伝承されていたと言えるのである。しかしながら、増加した理由は、今の所、いつ『十二問答』になつたかという事もはつきりしないので、この理由についても容易には判断できない。そして、その在阿の知り得る所の『十二問答』が、はたして今『和語燈錄』に集録せられる『十二問答』と同じ物であったのかと言えば、それを断定づける資料も無く又、否定する理由も無いが、この場合は積極的な理由が無い以上、私は、この両『十二問答』が同じ物であったとは言い切れないと考える。言い換えるならば、了惠は、集録する時に良忠の知る所の『十二問答』を、そのまま引用したと言い切れないと考えるのである。特に、配列に関しては、在阿の知る『十二問答』が現在見ることができない以上、それだけでも、『和語燈錄』と同様であったとは言い切れないである。

## 注

- (1) 『淨土教之研究』望月氏 九七八頁
- (2) 淨全十卷 三六頁上
- (3) 淨全十卷 六〇頁下
- (4) 淨全十卷 七〇七頁上
- (5) 淨全十卷 七〇八頁上
- (6) 『昭和新修法然上人全集』六六八頁
- (7) 淨全十一卷 八七頁上

- (8) 淨全十一卷 八七頁上  
 (9) 『昭和新修法然上人全集』四六四頁  
 (10) 淨全十一卷 八七頁上

## —『十二問答』の比較—

先ず、同じ配列より成っている『十一問答』の『醍醐本』、『西方指南抄』と、『十二問答』の『和語燈錄』の三本によつて比較し、その相互間における親疎の関係を挙げ、さらに、第一、第三、第五、第六、第九、第十の各問答については、『九卷伝』、『四十八卷伝』をも含め比較し、論究する方法でこの『十二問答』に関する論述を進めていきたいと思う。尚、第十二問答については、『九卷伝』『四十八卷伝』のみ引用されているので、これら二本と『和語燈錄』の比較のみ挙げて、論を閉じる。

## 。第一問答

『醍醐本』	『西方指南抄』	『和語燈錄』
一、問曰、世間有三難者云、八宗九宗外立淨土宗是自由也、如何可對治此難候。	問 八宗九宗ノホカニ 淨土宗ノ名ヲタツルコトハ 自由ニマカセテ タツルコト 餘宗ノ人ノ申候オハ イカ、申 候ヘキ	問曰 八宗九宗のはかに 淨土宗をたつる事自由 の條かなと餘宗の人乃 申候をハ、いかんか申 志候へキ

一聲乃至一念無有疑心ト釈シ。疏深心中ニハ念念不捨者釈セリ。  
以カ何我分可ニ思定候。覧上人答云。十聲一聲等釈ハ信ニ念佛二様。  
念念不捨者等者行者念佛二様也。(2)

と、『十二問答』という文句を見ることができ、その後の「彼」一問答」とは、第八問答に相應することが判かる。この『決答授手印疑問鈔』は、その奥書より康元二年（一二五七）に著作せられたのであるから、少なくともこの時期には、既に『十二問答』の形として世に繼承されていたと考えても良く、さらに、本文から読み取れば、在阿が良忠に『十二問答』中の一問答として第八問答を引用して問い合わせていることが理解できる。即ち、在阿はいずれの方法によつてか、又、いずれの人から伝承されたのか今は知ることはできぬが、既に『十二問答』という形としてまとまつた物を、何らかの形で手に入れていたと言えるのである。時代的にみると、『西方指南抄』は十一の問答から成り立つていて、その成立年代は康元元年（一二五六）であり、この『決答授手印疑問鈔』は翌年の成立である。しかるに、在阿は、親鸞とは別の流れから『十二問答』を伝承されていたと考えなければならなくなる。この様に『和語燈錄』に集録された『十二問答』の中で、以前に良忠によつて著作された物の中に引用されているのに、『淨土宗行者用意問答』がある。即ち、『十二問答』の第六、第七両問答の答えの部分のみに引用している。それによると、「第七口称之時數取之事」の第一番目の問答に「尋常ノ時、唯口ヲ動ラカシテ聲ヲモ出サズ」事も口称念佛に入

るのかという問に対し、第六問答の答えを引用して、それに答えている。又、同じく第二番目の問答では、「問云、日所作ノ時六十万ヲ受テ初ニハ如法ニ申候ホドニ後ニハ念珠モ手馴テ自然ニ早ク成称名ト念珠ト相應セヌヨリハ初ヨリ二万三万ヲ當テ念珠ヲ慥ニ招候シハ如何」(5)といふ『一百四十五問答』中の第百四十三問答の問の取意文を出し、さらに答える部分においても同問答の答えを引用し、附隨する形でその後に『十二問答』の第七問答の答えの部分を引用している。以上、良忠が『語燈錄』成立以前に著わした抄本に見る『十二問答』の詞の引用について述べたのだが、これに対し、『語燈錄』成立以後の良忠の著作を見てみると、『淨土宗要集』卷第四に、（一二七六、一二八六）「信ニ一念十念往生二者不可勵ム徧歟」(7)という問に対し、その答える一部分として『十二問答』の第八問答の答える前半の部分を引用し「十聲一聲等釈信ニ念佛二様ニハスル念念不捨者釈行ニ念佛二様也」(8)と答える。さらに続けて、「禪勝房にしめす御詞」(9)の中の三番目の詞を引用している。即ち、「雖云ニ一念十念往生ニ念佛疎相唱信妨レ行也。雖云ニ念念不捨者一念十念思不定行妨レ信也。故信取ニ一念生一行可レ勵ム」(10)と引用されてゐるのである。以上、『語燈錄』成立を境いに、良忠の著作に見る禪勝房に関する宗祖の詞について述べたのであるが、ここで一つ問題となるのが、『語燈錄』成立前には『十二問答』に見られる詞のみを引用している事である。即ち、良忠は前述した様に『十二問答』については、かなり早い時期にそれを見る機会を得ていたと考えられるが、『禪勝房にしめす御詞』は、良忠晩年になつて入手し

計	①『拾遺古德伝』	⑩『四十八卷伝』	⑨『九卷伝』	⑧『長禄本』	⑦『和語燈録』	⑥『康永本』	⑤『西方指南抄』	④『醍醐本』	伝記類	問答
										第一問答
6			○	○	○	○	○	○		第一問答
5				○	○	○	○	○		第二問答
7		○	○	○	○	○	○	○		第三問答
5				○	○	○	○	○		第四問答
7		○	○	○	○	○	○	○		第五問答
7		○	○	○	○	○	○	○		第六問答
5				○	○	○	○	○		第七問答
5				○	○	○	○	○		第八問答
6			○	○	○	○	○	○		第九問答
8	○	○	○	○	○	○	○	○		第十問答
6	○			○	○	○	○	○		第十一問答
4		○	○	○	○					第十二問答
71	2	5	7	12	12	11	11	11		計

「或人」とされているので、ここから推察することはできない。次に、『和語燈録』を見ると、その奥書に「こ乃問答乃問をハ進行集ニハ禪勝房の間といへり、ある文にハ隆寛律師の間といへり、たつぬへし」と、どちらか明らかでは無いので尋ねてほしいと記されているが、『進行集』には禪勝房と書かれてあるとしている。しかし、『進行集』には、その部分が現存せず見ることができないが、（第一巻に、恐らく集録されていたと思われる。）著者が隆寛律師の弟子の敬西房信瑞であることから、この問答を禪勝房としている以上隆寛律師の間では無いと言える。しかしながら『長禄四年本』には、「進行集十二問答隆寛律師上人答」とあるが、これについても先の理由から今は傍らにして考えたい。又、『進行集』にあると思われる法語は、『醍醐本』と一致していると指摘され<sup>(3)</sup>『九卷伝』、『四十八卷伝』は『和語燈録』を資料としている。以上の事から考えるに、禪勝房では無いという否定の理由が無い為、禪勝房の間と考えても良いであろうという結論に達したのである。

次に、『醍醐本』及び『西方指南抄』では十一の問答を配列の順序も等しく掲載されている。内容については後に述べるとして、この十一の問等が『和語燈録』にみる最後に一問答を追加してできた『十二問答』に変わっていたことについて少し論究してみたいと思う。先ず、この『十二問答』という言句が、いつ頃『十一問答』に変わって世に流布されていたのかについて考えてみると、良忠の

『決答授手印疑問鈔』巻上に、

如<sup>キハノ</sup>此義<sup>ス</sup>者相<sup>ニ</sup>違<sup>ス</sup>十二問答<sup>ニ</sup>。彼一問答<sup>ニ</sup>云。礼讀深心中ニハ十聲

# 『和語燈錄』所収『十二問答』についての研究

—各種伝記類にみる『十二問答』—

秦智宏

『和語燈錄』卷四に収録されている『十二問答』は、その成立の前後に次の各種伝記類に見ることができ。即ち、  
Ⓐ 『醍醐本』……『或時遠江国蓮華寺禪勝房參上人奉問種々之事上人一々答之』  
Ⓑ 『西方指南抄』卷下本……『或人念佛之不審聖人ニ奉問次第』  
Ⓒ 康永二年祐玄書写本……『或人問イマイラセル次第』  
Ⓓ 元亨版『和語燈錄』卷四……『十二の問答』  
Ⓔ 長禄四年書写『往生要義鈔』……『進行集十二問答隆寛律師問上人答』  
Ⓕ 正徳版『和語燈錄』卷四  
Ⓖ 『九卷伝』卷四下  
Ⓗ 『四十八卷伝』卷四十五  
① 『拾遺古德伝絵詞』卷七

の、九本であるが、ⒻはⒹに相当するので今は省いて考えていく。先ず、問答の数について考察すると、次頁の表の如くである。

即ち、『醍醐本』、『西方指南抄』、『康永二年本』までは『十二問答』の形を取つており、『十二問答』になったのは、『和語燈錄』をもつて始めとなり、原形は『十一問答』であつたと考えられる。では何ぜ、第十二番目の問答が増加されたのかという問題が生じてくるが、このことについては後に述べるとして、この問答が誰に対してなされたかについて論を進める。この問題を分類してみると、次の五種類に分けることができる。

- (一) 「或人」……『西方指南抄』、『康永二年本』
- (二) 「禪勝房」……『醍醐本』、『九卷伝』、『四十八卷伝』
- (三) 「隆寛律師」……『長禄四年本』
- (四) 「禪勝房」か「隆寛律師」か何れかである。……『和語燈錄』
- (五) その他別人「讃岐国塩飽の莊の領主高階時遠入道西仁、室の泊の修行者」……『拾遺古德伝絵詞』

以上であるが、今、私は、次の理由によりこの問答は禪勝房との間であるが、今、私は、次の理由によりこの問答は禪勝房との間である。先ず、問答の数について考察すると、次頁の表の如くである。